

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 249 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前				
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）				
1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額				1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額				
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分				
階層	定義	第1子	第2子	階層	定義	第1子	第2子	
略	……略……	…略…	…略…	略	……略……	…略…	…略…	
B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。）市区町村民税が非課税となる世帯（以下「 <u>市区町村民税非課税世帯</u> 」といいう。）、市区町村民税の所得割が非課税となる世帯又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第	ひとり親世帯等	0円	0円	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同じ。）市区町村民税が非課税となる世帯、市区町村民税の所得割が非課税となる世帯又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第4号に掲げる養育里親等の世帯（養	ひとり親世帯等	0円	0円
	ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円	0円	ひとり親世帯等以外の世帯	3,000円	0円	0円	

	1項第4号に掲げる 養育里親等の世帯 (養育里親等の世帯 については、特別利 用教育を受ける場合 を除く。)							育里親等の世帯につ いては、特別利用教 育を受ける場合を除 く。)				
C	A階層を除く当該年 度分市区町村民税が 課税される世帯(以 下「市区町村民税課 税世帯」という。) であって、次の区分 に該当する世帯	当該年 度分市 区町村	ひとり 親世帯 等	3,000円	0円	C	A階層を除く当該年 度分市区町村民税課 税世帯であって、次 の区分に該当する世 帯	当該年 度分市 区町村	ひとり 親世帯 等	3,000円	0円	
	民税の 所得割 課税額 (以下 「市区 町村民 税所得 割課税 額」と い う。) が 77,100 円以下 の世帯	ひとり 親世帯 等以外 の世帯	ひとり 親世帯 等以外 の世帯	10,100円	5,050円		民税の 所得割 課税額 が 77,100 円以下 の世帯	ひとり 親世帯 等以外 の世帯	ひとり 親世帯 等以外 の世帯	10,100円	5,050円	
D	当該年度分市区 町村民税所得割	20,500円	10,250円	D	当該年度分市区 町村民税の所得	20,500円	10,250円					

		課税額が 77,101 円以上211,200円以下の世帯				割 課 税 額 が 77,101 円 以 上 211,200円以下の 世帯		
E		当該年度分市区町村民税所得割 課税額が211,201 円以上の世帯	25,700円	12,850円	E	当該年度分市区町村民税の所得 割 課 税 額 が 211,201円以上の 世帯	25,700円	12,850円

2 及び 3略.....

備考略.....

1 ~ 5略.....

6 子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合における支給認定保護者に係る支給認定子どもが利用している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）をいう。）に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税所得割課税額が77,101円未満（保育認定を受けた子どもの世帯にあっては57,700円未満）であるときは、前2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3)略.....

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等（保育に限る。以下この項において同じ。）のあつ

2 及び 3略.....

備考略.....

1 ~ 5略.....

6 子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合における支給認定保護者に係る支給認定子どもが利用している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）をいう。）に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満（保育認定を受けた子どもの世帯にあっては57,700円未満）であるときは、前2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3)略.....

7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等（保育に限る。以下この項において同じ。）のあつ

た月においてひとり親世帯等に該当する場合の支給認定保護者に係る支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税所得割課税額が77,101円未満であるときは、前3項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 及び(2) ……略……

8 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に定める額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割から控除するものとする。

た月においてひとり親世帯等に該当する場合の支給認定保護者に係る支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満であるときは、前3項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 及び(2) ……略……

9 この表における市区町村民税非課税世帯には、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市区町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。

10 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割を算定するものとする。ただし、やむを得ないと認める場合は、所得割（第8項の規定を適用する場合には、同項の規定により控除した後の額）に8分の6を乗じて得た額によるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、平成30年9月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成30年9月分からの利用者

負担額について適用し、同年8月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。